

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2019年6月25日

島根県知事 様



提出者

住 所 鳥取県米子市目久美町211-1

氏 名 株式会社ジェイアール西日本ビルト米子支店
支店長 遠藤 洋幸

電話番号 0859-34-0304

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ジェイアール西日本ビルト米子支店
事業場の所在地	鳥取県米子市目久美町211-1
計画期間	2019年4月1日～2020年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業 (06総合建設業)
② 事業の規模	昨年度の元請完成工事高 619,000千円
③ 従業員数	20人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 設計及び施工段階において廃棄物の発生抑制を考慮した工法、 資材等の検討をしている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 設計及び施工段階において廃棄物の搬出量抑制を考慮した工法、 資材等の検討を行ない、産業廃棄物の減量化を目指す。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の分別を徹底し、推進している。 建物解体においては分別解体を基本としている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の分別を徹底し、推進する。 建物解体、建物部分解体で分別解体を基本とし指導し実施する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 設計及び施工段階において廃棄物の再生利用を考慮した工法、資材等の検討を行い再生利用する。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 特になし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 特になし			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
① 現状	【前年度（30年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組) 特になし	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
① 現状	【前年度（30年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり	

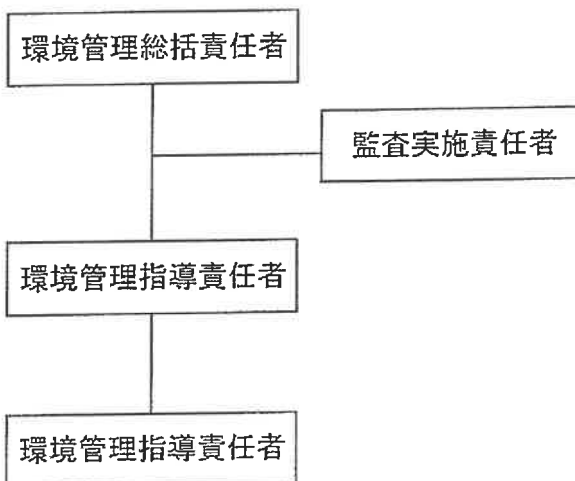
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		
※事務処理欄			

産業廃棄物処理に係る管理体制に関する事項

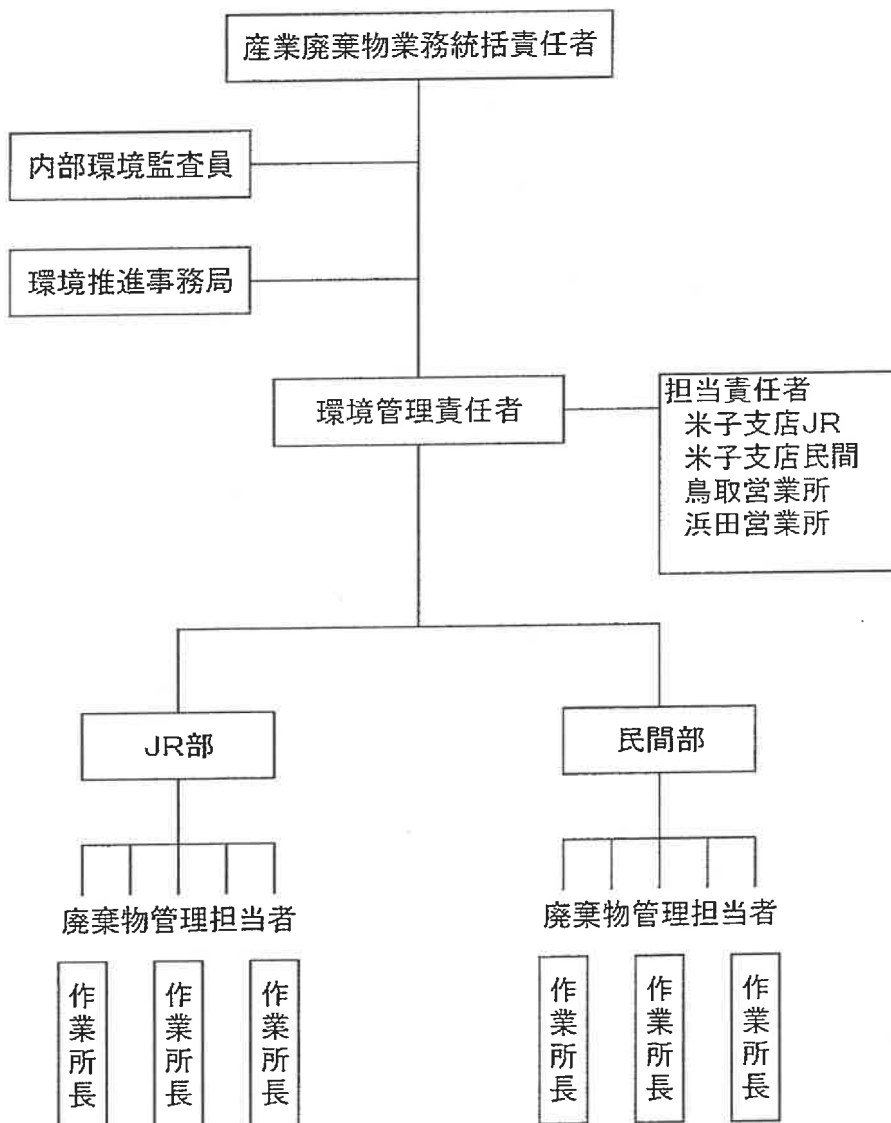
産業廃棄物業務統括責任者		米子支店 支店長 遠藤 洋 幸
廃棄物管理責任者		組織名 : 工事課 本 田 淳
役割	産業廃棄物業務統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○産業物処理方針の策定 ○産業物処理計画の策定・改廃の承認 ○産業物処理に関する各種事項の決定、承認
	環境委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○産業物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、減量化、循環利用(再使用・再生利用)、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ○廃棄物処理計画に記載する内容の検討・策定を行うと共に年度毎に計画に対する実施状況の把握と処理・更生等の指導を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物業務統括責任者(委員長) ・ 事務局長、環境管理責任者 ・ 主任監査員、部門担当責任者 委員、各社員(JR部、民間部)
	廃棄物管理担当者 (工事課)	<ul style="list-style-type: none"> ○年度毎の廃棄物処理計画(案)の作成 ○関係部門から集計報告される産業廃棄物に関する情報の集計・管理を行う。 ○関係監督官庁への各種報告業務を行う。 ○社員、関連会社に対する教育、啓発資料の収集・作成を行い、関係部門に対する情報提供、支援を行う。 ○その他関係する事項
	廃棄物管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○作業所より報告された処理業者、再生利用業者の決定を行う。 ○関係部門における廃棄物処理状況の把握と改善、指導の業務を行う。 ○部門毎における産業物管理票の管理・保管を行う。 ○廃棄物処理計画に基づく、社員・関連協力業者に対する教育、啓発を行う。
	廃棄物処理担当 現場責任者(作業所長)	<ul style="list-style-type: none"> ○発生元として廃棄物の責任を持つと共に、本処理計画及び共通仕様書に従い、工事毎の施工計画書を作成する。 ○当該作業所における最適な業者選定を行うため、作業所近隣における処理業者、再生利用業者の調査を行う。 ○その他処理業者との委託契約締結を行う。 ○廃棄物の発生～処理時に、産業廃棄物管理票の交付～整理～集計、部門廃棄物管理担当者への提出を行う。

廃棄物管理組織

【本社】



【米子支店】



産業廃棄物の処理の委託に関する事項

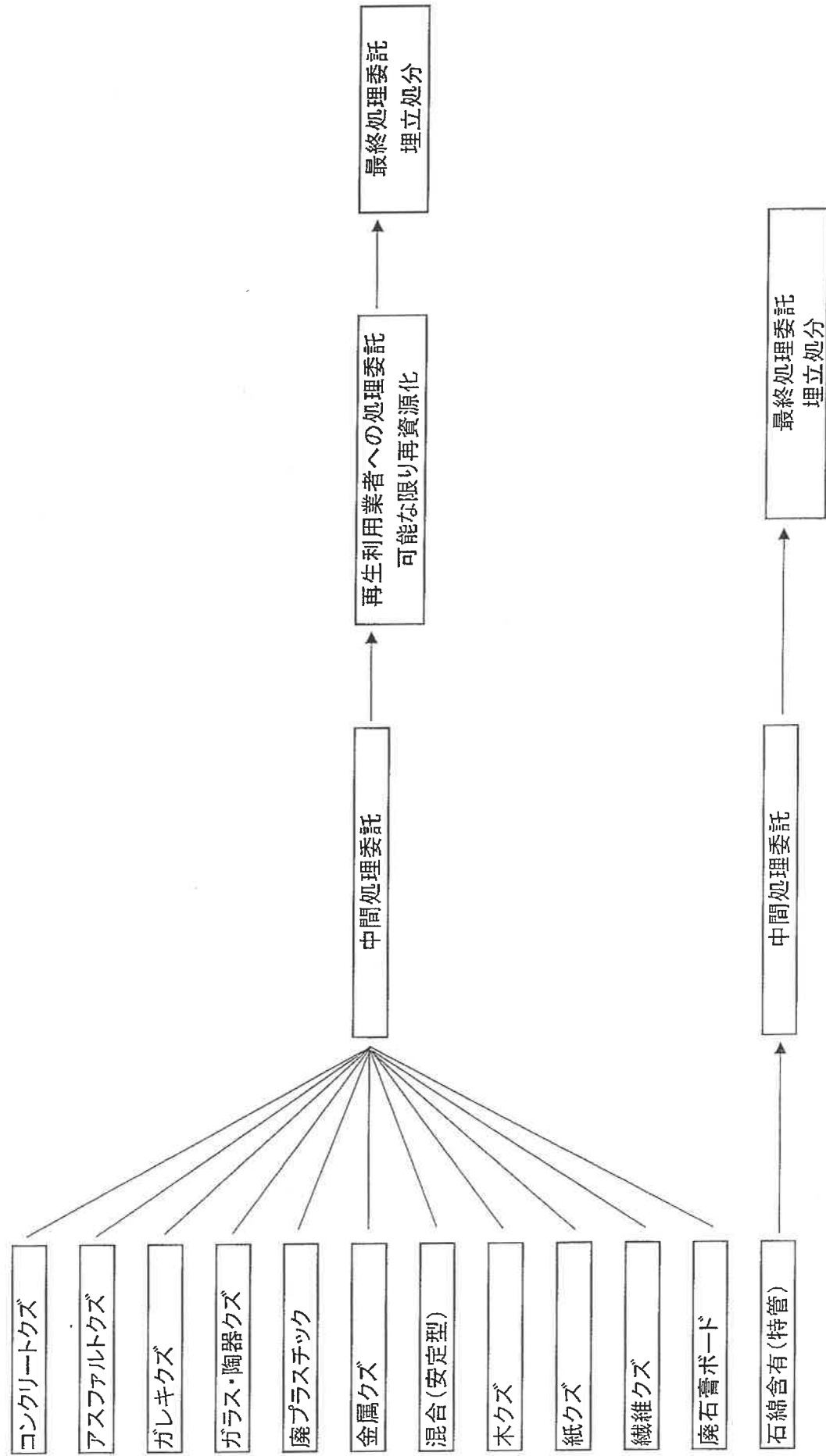
【前年度(30年度)実績】												
産業廃棄物の種類	コンクリートガス	アスファルトガス	ガレキガス	ガラス・陶器	廃プラスチック	金属	混合	木ガス	紙ガス	繊維ガス	廃石膏	石綿含有
全処理委託量	137.196t	2.762t	23.974t	1.98t	5.04t	32.643t	1.886t	33.881t	0.59t	0.24t	4.85t	12.646t
優良認定処理業者への 処理委託量												
再生利用業者への 処理委託量	137.196t	2.762t	23.974t	1.98t	5.04t	32.643t	1.886t	33.881t	0.59t	0.24t	4.85t	
認定熱回収業者への 処理委託量												
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量												
(これまで実施した取組)												
再生利用可能なものは、再利用業者へ委託している。 マニフェストによる最終処分の確認を徹底するとともに、現地確認を行い、処理業者に問題がなく、適正処理されていることを確認している。												

①現状

【目標】												
産業廃棄物の種類	コンクリートガス	アスファルトガス	ガレキガス	ガラス・陶器	廃プラスチック	金属	混合	木ガス	紙ガス	繊維ガス	廃石膏	石綿含有
全処理委託量	150t	3t	30t	2t	7t	35t	2t	35t	1t	0.5t	5t	15t
優良認定処理業者への 処理委託量												
再生利用業者への 処理委託量	150t	3t	30t	2t	7t	35t	2t	35t	1t	0.5t	5t	
認定熱回収業者への 処理委託量												
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量												
(今後実施する予定の取組)												
可能な限り、再生利用業者へ委託する。												

②計画

(産業廃棄物の一連の処理の工程)



備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。